

～商店街の空き店舗への補助制度に特例措置を設けました～

火災や自然災害で被災された 商店街のみなさまの営業再開を支援します

火災や自然災害により商店街のにぎわいが失われるのを防ぐため、**空き店舗や仮店舗、再建した店舗**で営業を再開する際の**賃借料又は店舗の改装に係る経費の一部を助成する制度**です。

◇ 助成内容

助成の種類	助成金額
①賃借料	賃借料(補助開始から1年間)の80%(限度額120万円)
②店舗の改装に係る経費	店舗の改装に係る経費の80%(限度額120万円) 【店舗の改装に係る経費の例】 ・内外装工事(壁面塗装、クロス貼、フローリング貼など) ・建物附属設備(電気設備、給排水・ガス・冷暖房設備など) ・器具、備品(テーブル、椅子、陳列ケースなど) ・運搬料

※助成を受けられるのは①又は②のどちらか1つです。
(申請の際に選択していただきます。)

◇ 対象者

- ①火災や自然災害により**商店街等で営業中の店舗に被害を受けた方で被災証明書又は、り災証明書で確認ができる方**
- ②個人事業主、中小企業者、社会福祉法人、NPO、一般社団・財団法人
- ③小売業、サービス業(飲食店を含む)の店舗(事務所等は対象外です。)

※性風俗関連特殊に該当する業種は対象となりません。

※申請できる期間は**火災・災害発生日から1年以内**です。

◇ 対象となる出店地域

市内の商店街・市場で、市が指定した地域 ※詳しくはお尋ねください。

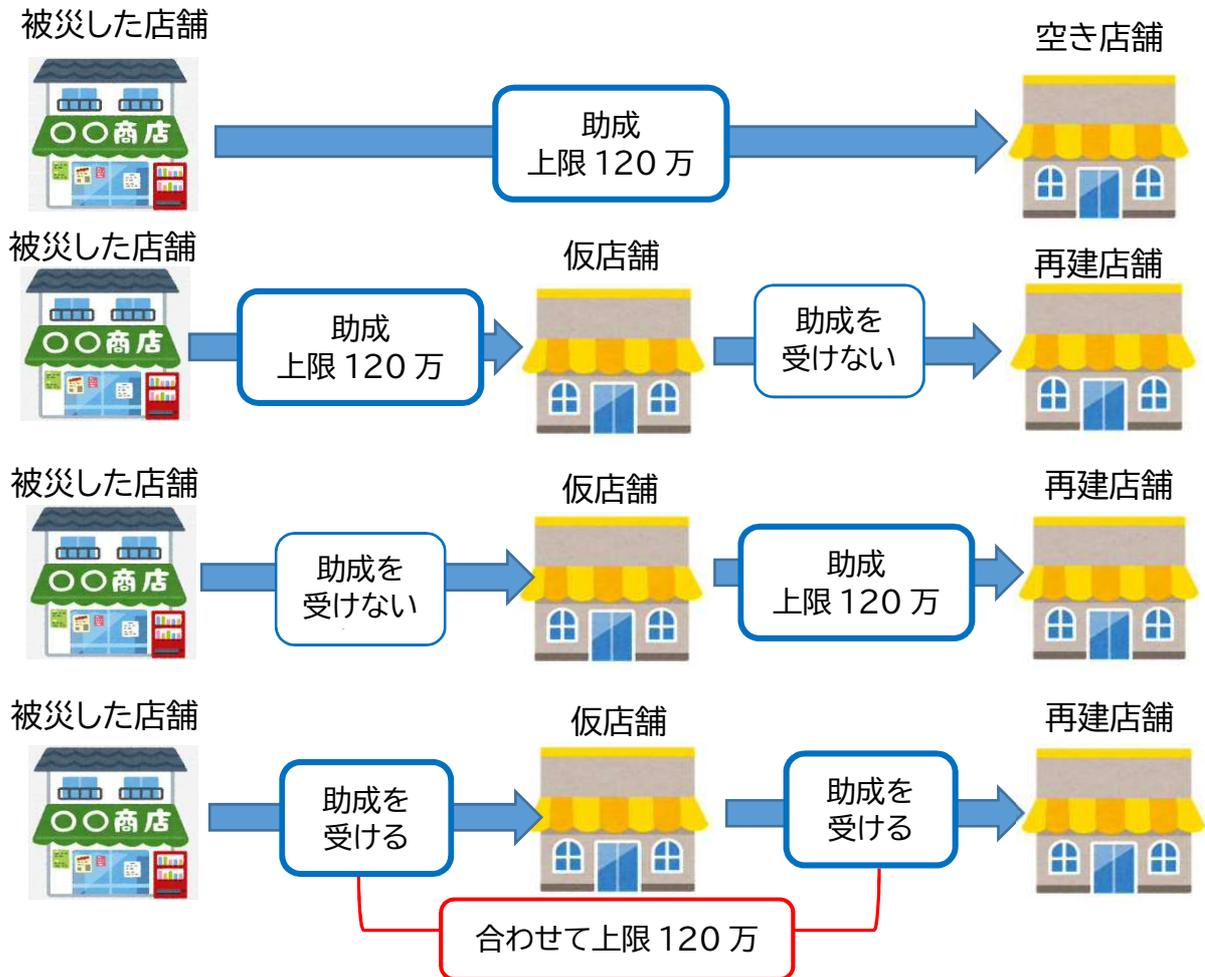
◇ 対象となる店舗

- ① 空き店舗への移転
- ② 仮店舗への一時的な移転
- ③ 再建した店舗への移転

※いずれも対象となる出店地域内への移転に限られます。

※②、③のいずれか一方で助成を受けることも、両方について助成を受けることも可能です。なお、両方について助成を受ける場合は合計額120万円が上限です。

◇ 助成のイメージ



まずは商業・サービス産業政策課まで、お気軽にご相談ください！

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 商業・サービス産業政策課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1

電話：093-582-2050 FAX：093-591-2566

E-mail：san-shougyou-service@city.kitakyushu.lg.jp

